

児童生徒の健全育成に関する
学校と警察との相互連絡制度の協定書

平成16年10月14日

千葉県教育委員会

千葉県警察本部

児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定書

千葉県教育委員会（以下「甲」という。）及び千葉県警察本部（以下「乙」という。）は、青少年の問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、千葉県内における児童生徒の非行及び犯罪被害の未然防止並びに安全確保（以下「問題行動等」という。）を図り、児童生徒の健全育成対策を効果的に推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定書は、児童生徒の健全育成のために、学校と警察署が、児童生徒の問題行動等に関し、それぞれが自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、密接な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定書に基づく措置の名称は、「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」（略称「学校・警察連絡制度」という。）とする。

（関係機関）

第3条 連携を行う関係機関は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲及び千葉県立盲・聾・養護・高等学校（この協定書において「学校」という。）
- (2) 乙及び千葉県内の各警察署（この協定書において「警察署」という。）

（関係機関の役割）

第4条 連携を行う関係機関の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校と警察署は、個々の問題行動等に関し、必要な情報の連絡を行うものとする。
- (2) 学校と警察署は、個々の問題行動等に関し、必要に応じて協議を行い、協力して当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。
- (3) 甲及び乙は、学校と警察署の連携が円滑に行えるよう、それぞれ所管する学校又は警察署に対して、指導・助言を行うものとする。

（連絡の対象等）

第5条 相互連絡の対象は、次の事案とする。

- (1) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案

イ 逮捕事案以外の事案において、次の事由により、関係機関が連携し、継続的に対応することが必要と認められる事案

(ア) 触法事案

(イ) ぐ犯事案

(ウ) 児童生徒の犯罪被害に係る事案

(エ) その他、児童生徒の問題行動等に関する事案

(2) 学校から警察署への連絡対象事案

ア 児童生徒の非行及びこれらによる被害の未然防止等のため、警察署との連携が必要と認められる事案

イ 学校内外における児童生徒の犯罪被害の未然防止及び安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

2 連絡の必要性については、事案を取り扱った警察署長と校長が、それぞれ判断するものとする。

(連絡の範囲)

第6条 相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、対象事案に関する問題行動等及び健全育成に資するため必要な情報とする。

(連絡の方法)

第7条 連絡については、次の各号に掲げるところにより、連絡責任者及び連絡担当者を定め行うものとする。

(1) 学校にあっては、連絡責任者は校長、連絡担当者は校長の指定する者

(2) 警察署にあっては、連絡責任者は警察署長、連絡担当者は警察署長の指定する者

2 連絡は、面接又は電話による口頭連絡により、速やかに行うものとする。

(情報の目的外使用の禁止)

第8条 相互に提供された情報については、個人情報保護の観点から、次の点に配慮するものとする。

(1) 本制度の目的以外に使用してはならないものとする。

(2) 秘密保持に努めなければならないものとする。

(連携上の配慮事項)

第9条 連携に当たっては、特に次の点に配慮するものとする。

(1) 相互に連絡する情報については、正確を期するものとする。

(2) 対象事案に関係した児童生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、教育的な観点から適正な措置を行うものとする。

(協議)

第10条 連携を円滑に実施するため、第3条に定める関係機関は、必要に応じて協議を行い、所要の措置を講ずることができるものとする。

(経費の負担)

第11条 連携に係る費用は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行年月日)

第12条 本制度は、平成16年12月1日から施行する。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年10月14日

甲 千葉県教育委員会教育長

清水新次



乙 千葉県警察本部長

山浦耕彦

